

---

# EUIJシンポジウム

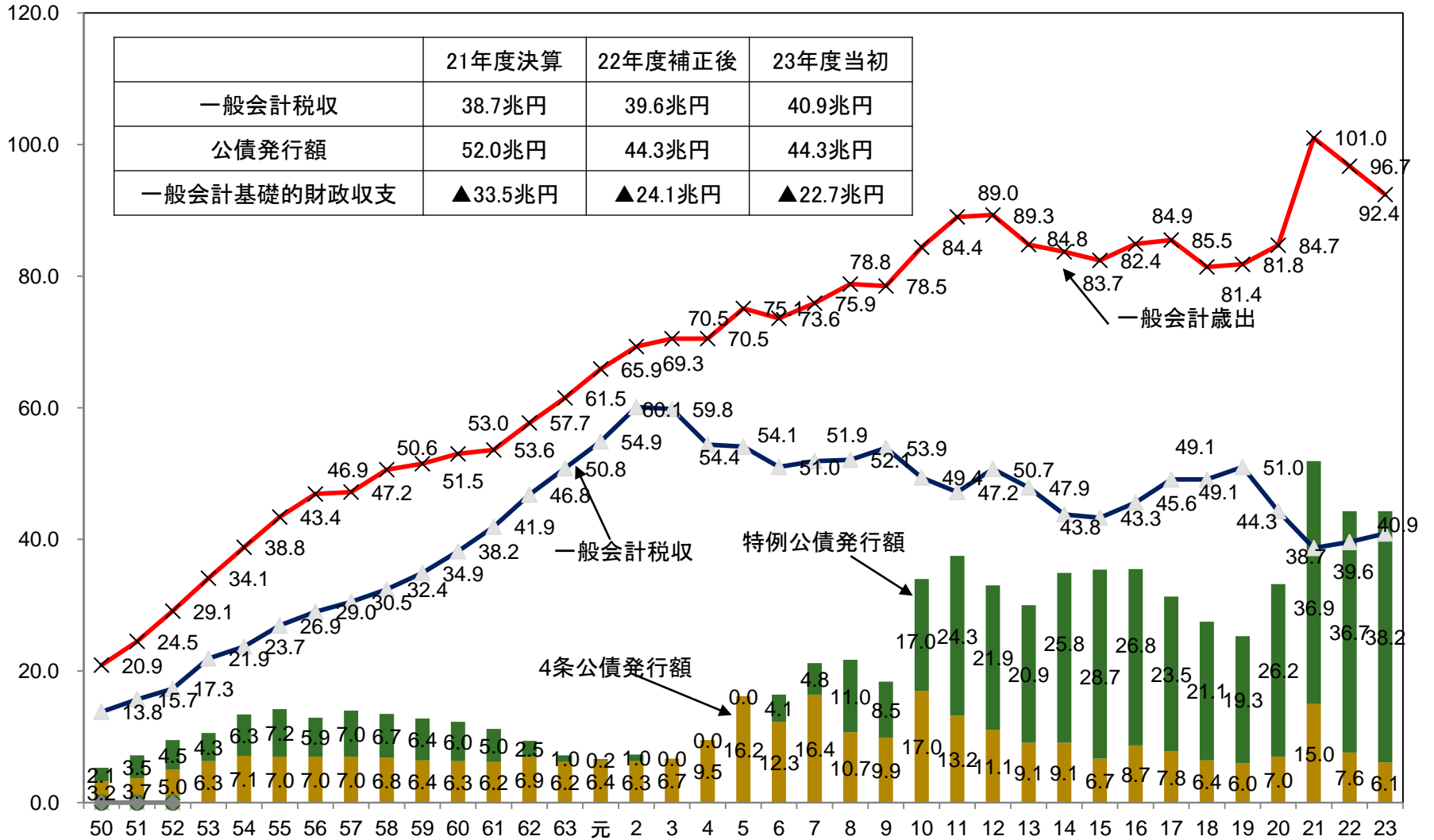
## 東日本大震災からの復興と財政再建

---

H23年 10月 17日  
参議院財政金融委員会 委員長  
参議院議員 おだち源幸

# 税収と国債発行額

(兆円)



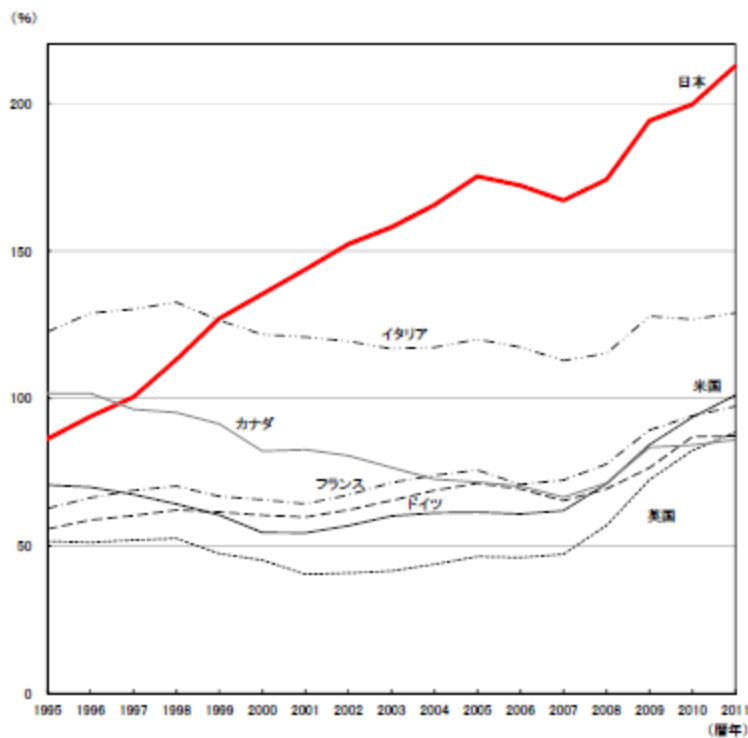
(注1) 平成21年度までは決算、22年度は補正予算後予算、23年度は政府案による。

(注2) 平成2年度は、湾岸地域における平和回復活動を支援するための財源を調達するための臨時特別公債を約1.0兆円発行。

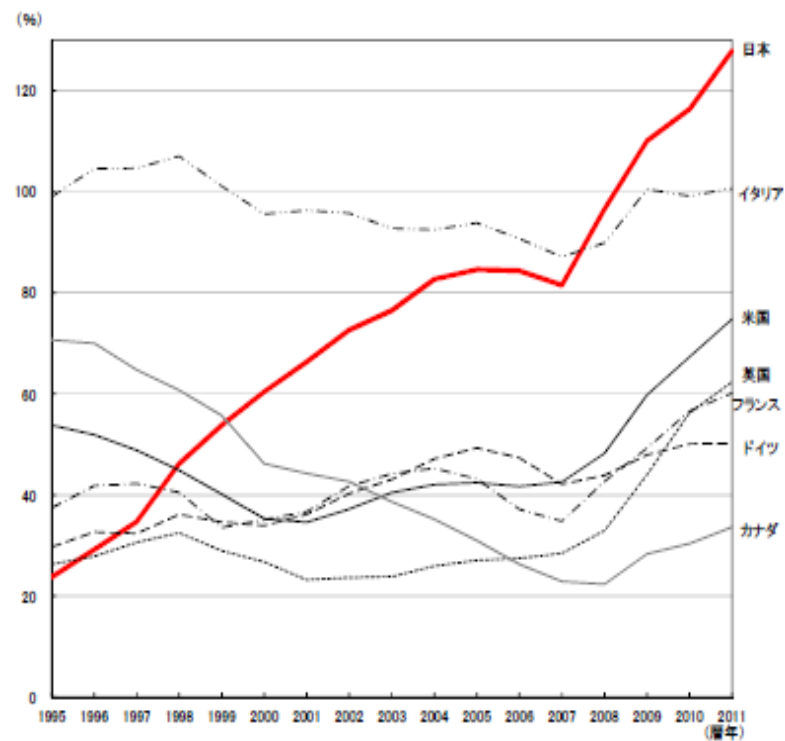
(注3) 一般会計基礎的財政収支(プライマリーバランス)は、「国債費－公債金」として簡便に計算したものであり、SNAベースの中央政府の基礎的財政収支とは異なる

# 債務残高の国際比較

## 債務残高(対GDP比)



## 純債務残高(対GDP比)



# 財政運営戦略

財政健全化目標	フロー目標	2015年度までに	PB対GDP比を2010年度から半減
		2020年度までに	PB黒字化
	ストック目標	2021年度以降	国・地方の公債等残高対GDP比を安定的に低下
財政運営ルール	・財源確保ルール(ペイアズユーゴー原則)		
	・毎年度着実に財政赤字を縮減させる		
	・構造的な増加要因経費は安定的財源を確保		
	・特会を含めて全分野の無駄の排除の徹底と予算の組み替え		
	・国は、地方の自立性を損ない、地方に負担を転嫁する施策はとらない		

# 中期財政フレーム(23年8月改定)

## ■ 24年度国債発行額の抑制

—23年度予算の水準(約44兆円)を上回らない(ただし、復興債を除く)

## ■ 歳入面での取り組み

—「社会保障・税一体改革成案」等を踏まえ、今年度中に必要な法制上の措置を講じる

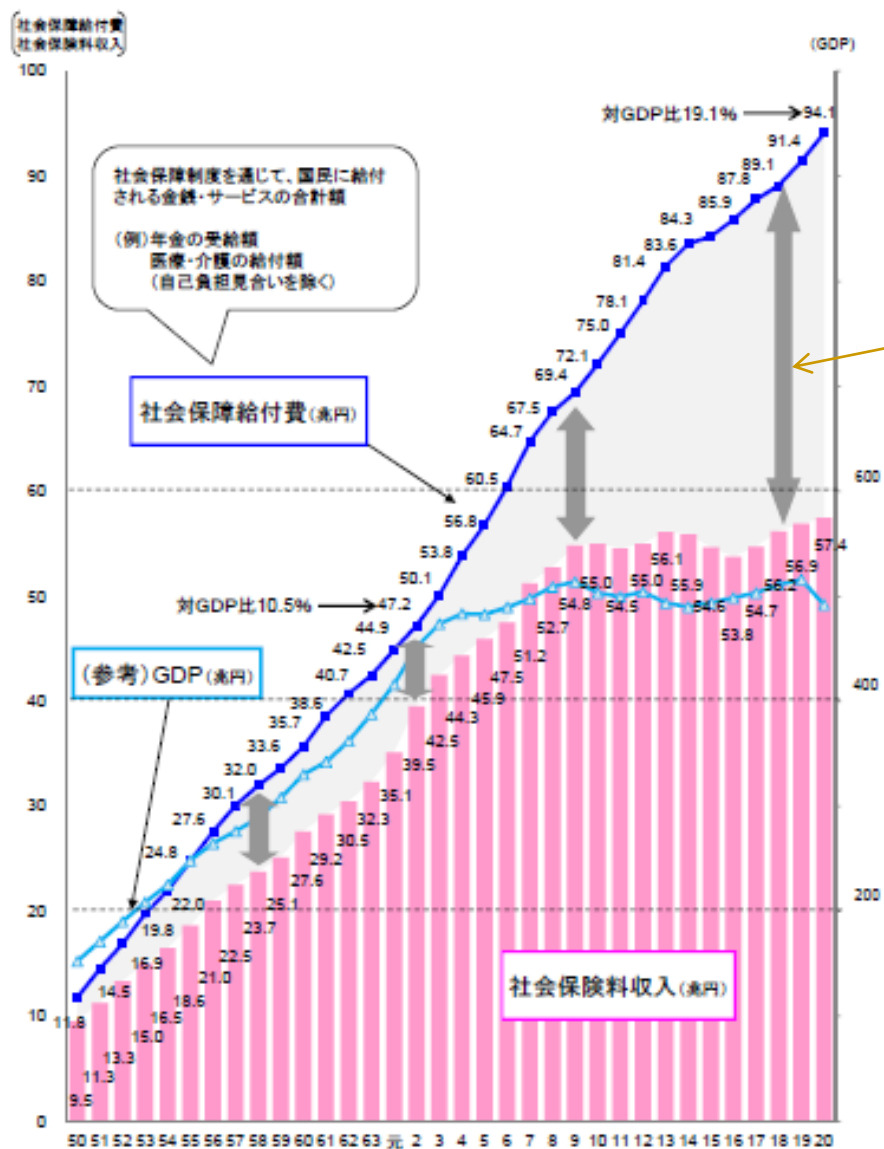
—租特についてはゼロベースから見直し。新に減収を伴う税制措置については、財源確保ルールにより新たな財源を確保

## ■ 歳出面での取り組み(23~25年度)

—基礎的財政収支対象経費について、少なくとも前年度当初予算の規模(約71兆)を上回らない

—ただし復旧・復興経費、B型肝炎対策費は財源と併せて別途管理

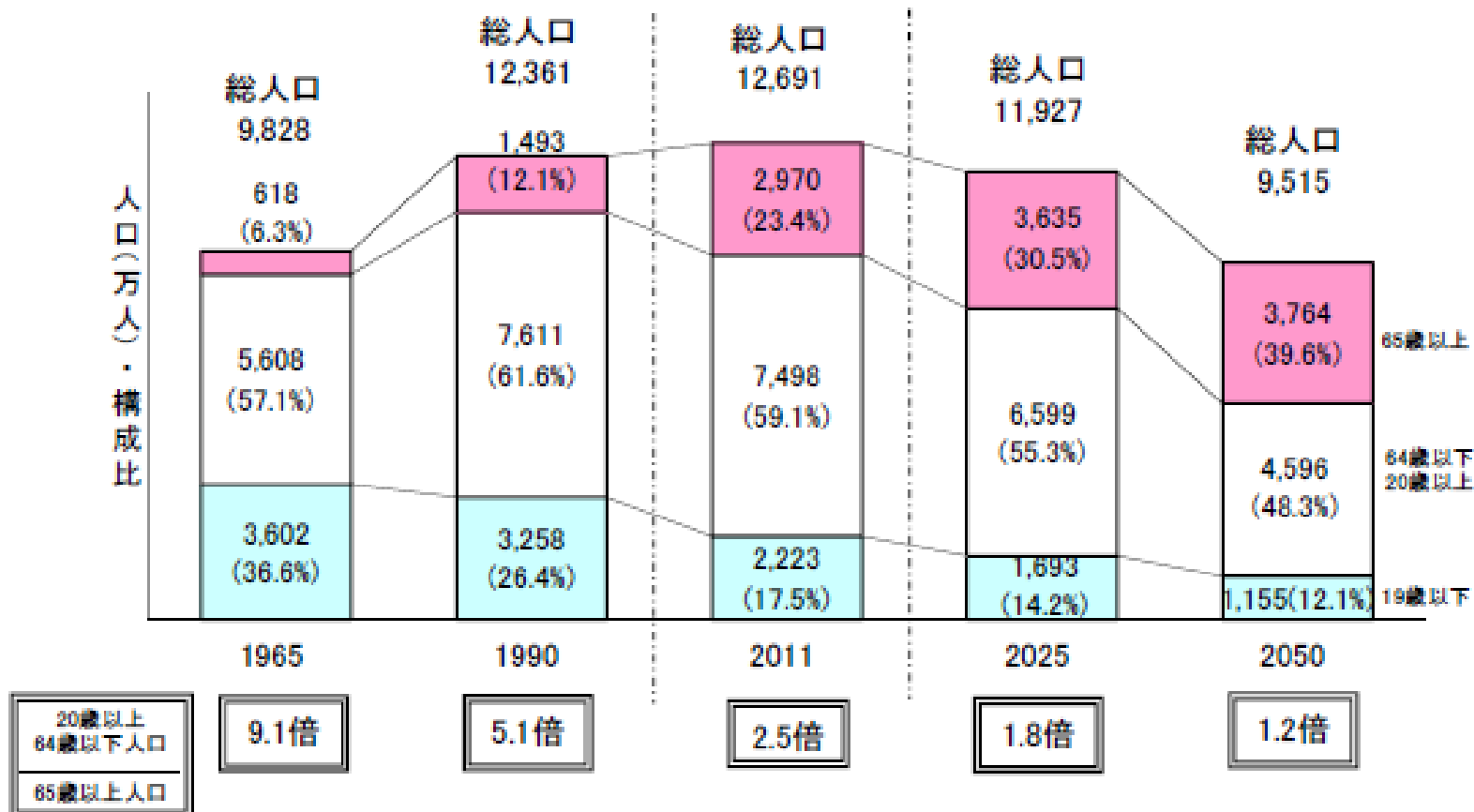
# 社会保障給付費と社会保険料収入の推移



公費(税込+借金)投入額

(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」

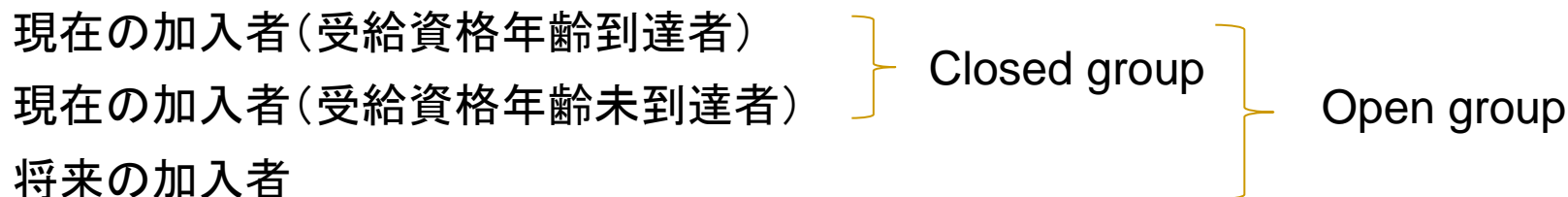
# 人口構成の推移



(出典)総務省「国勢調査」、「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計(平成18年12月推計)」等

# 米国の社会保険報告書

## ○世代に着目した米国公的年金制度加入者の分類



## ○米国の社会保険報告書

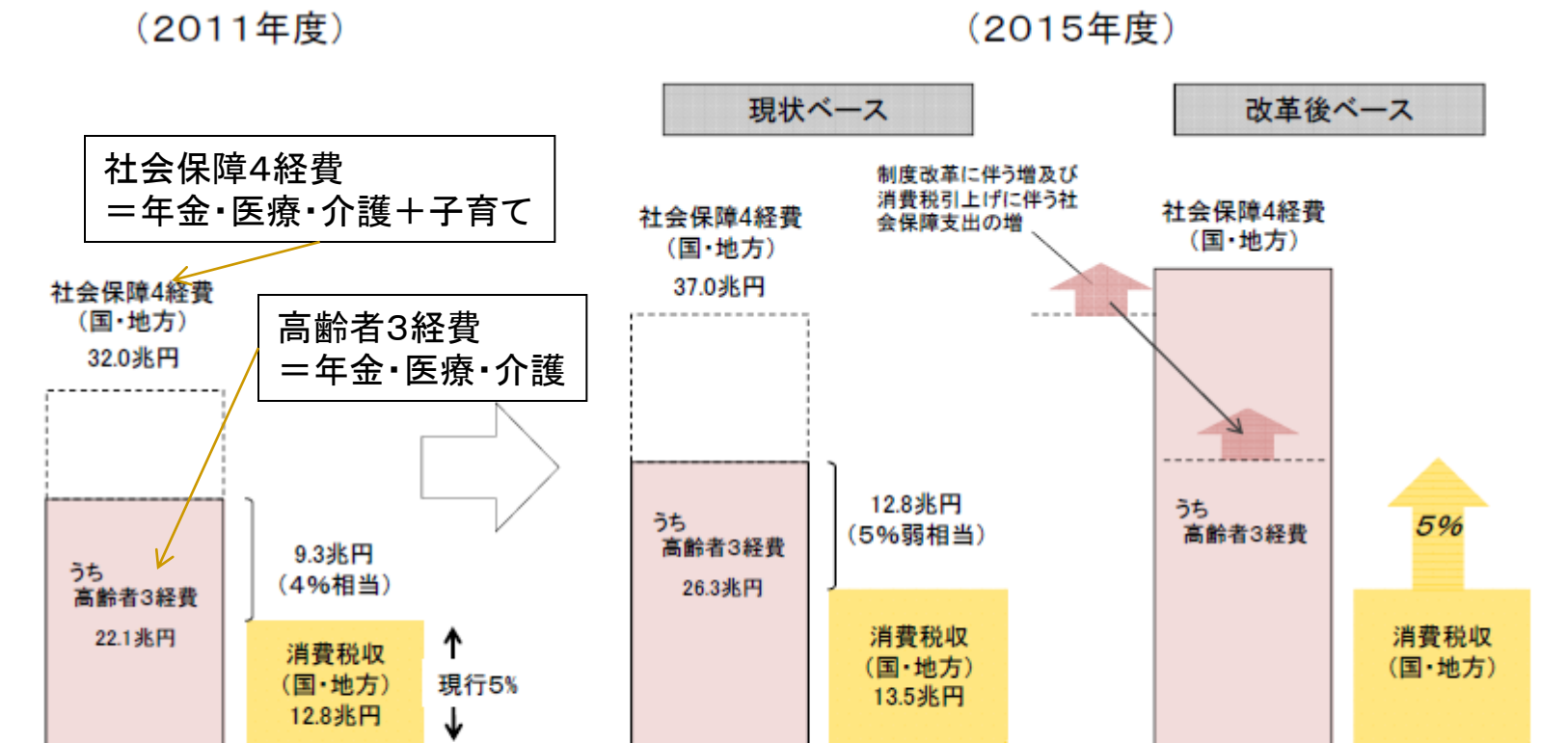
(兆ドル)

公的年金(OASDI)		2010年	2009年
収入(社会保障税)	現在の加入者(受給資格年齢到達者)	0.7	0.6
	現在の加入者( 〃 未到達者)	19.9	18.6
	将来の加入者	19.5	18.1
	合計	40.1	37.2
給付	現在の加入者(受給資格年齢到達者)	8.1	7.5
	現在の加入者( 〃 未到達者)	32.2	30.2
	将来の加入者	7.7	7.2
	合計	48.1	44.9
収入－給付(=open group measure)		-7.9	-7.7

(資料) '2010 Financial Report of the United States Government' より抜粋。

(注) closed group measureは次のように計算可能。現在の加入者の収入－給付 = -19.7兆ドル。

# 社会保障給付と消費税込の対応



(注1) 消費税込(国・地方)を充当する社会保障給付の具体的範囲(2015年度時点)は、高齢者3経費を基本としつつ、今後検討。当該範囲における社会保障給付における国・地方の役割分担に応じ、消費税込を国・地方に配分。

(注2) 社会保障4経費とは、社会保障給付公費負担のうち「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」(平成21年度税制改正法附則104条)をいう。所要額は厚生労働省による推計(2011年5月時点)。

(注3) 2015年度の消費税込は、内閣府「経済財政の中長期試算」(平成23年1月)に基づく推計(年央に改訂)。

# 社会保障と税制の一体改革

- 社会保障は財政の最大の支出項目であり、今後も更なる歳出の増加が見込まれるとともに重要な成長分野
- 信頼できる社会保障制度が確立されることで、国民の生活の安定や雇用・消費の拡大を通して経済成長にも資する



- 消費税を主たる財源とする社会保障財源の確保
- 消費税収の用途の明確化: 全て国民に還元し、官の肥大化には使わず、法律上・会計上別会計で管理
- 2010年代半ばまでに消費税率を10%に段階的引き上げ
- 引上げにあたっては、経済状況の好転を前提とする
- 社会保障・税に関わる番号についても、基本方針をとりまとめ。今年秋以降可能な限り早期に関連法案提出

# 東日本大震災からの復興財源の考え方

## 【三党合意(4月29日)】

- 「復旧・復興のために必要な財源については、既存歳出の削減とともに、復興のための国債の発行等により賄う。復興のための国債は、従来の国債と区別して管理し、その消化や償還を担保する」

## 【復興基本法】

- 「国は、復興債については、その他の公債と区分して管理するとともに、別に法律で定める措置その他の措置を講ずることにより、あらかじめ、償還の道筋を明らかにするものとする」

## 【復興の基本方針】

- 「復旧・復興のための財源については、次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯し負担を分かち合うことを基本とする」
- 「一時的なつなぎとして発行する復興債については(略)、従来の国債とは区分して管理する。その償還期間は、集中復興期間及び復興期間を踏まえ、今後検討する」

## 【復興債について(「復興財源確保法案」イメージ)】

- ~~復興債の発行期間は、集中復興期間の5年間~~
- 復興債は平成34年度までの間に償還する

# 復興・B型肝炎対策財源スキーム

5年間の復旧・復興対策規模  
及びB型肝炎対策費等

5年間の財源

復旧・復興対策事業 19兆円  
(1次・2次補正含む)

B型肝炎・年金臨時財源 3.2兆円

1次・2次補正財源 6兆円

歳出削減・税外収入 5兆円

税制措置 11.2兆円

\* 税外収入は、子ども手当の見直し・公務員人件費削減・特別会計の見直し等により5兆円を捻出する。

\* 時限的税制措置は、歳出削減・税外収入による財源確保額が5兆円程度を前提。

\* 更に税外収入の確保に努め、10年間で7兆円捻出することを目標とする。その結果、増税額は、9.2兆円となる。

# 復興・B型肝炎等財源としての税制措置

## 【心構え】

- 議員定数削減等国会議員がまず身を切る
- 公務員宿舎等の売却・公務員人件費削減等官も身を切る

## 【税制措置】

### 【国税】

所得税付加税

0.6兆円/年(4.0%)×10年=5.5兆円

所得控除等の見直し

0.1兆円/年×5年 =0.7兆円

法人税付加税

0.8兆円/年(10.0%)×3年=2.4兆円

たばこ臨時特別税

0.2兆円/年(1円/本)×10年=1.7兆円

### 【地方税】

個人住民税金等割

0.03兆円/年(500円/年)×5年=0.15兆円

所得控除等の見直し

0.05兆円/年×4年 =0.2兆円

地方たばこ税引上げ

0.09兆円/年(1円/本)×5年 =0.48兆円

合計10.4兆円程度

合計0.8兆円程度

復興産業集積区域（仮称）における新規立地促進税制（新規立地新設企業を5年間無税とする措置）

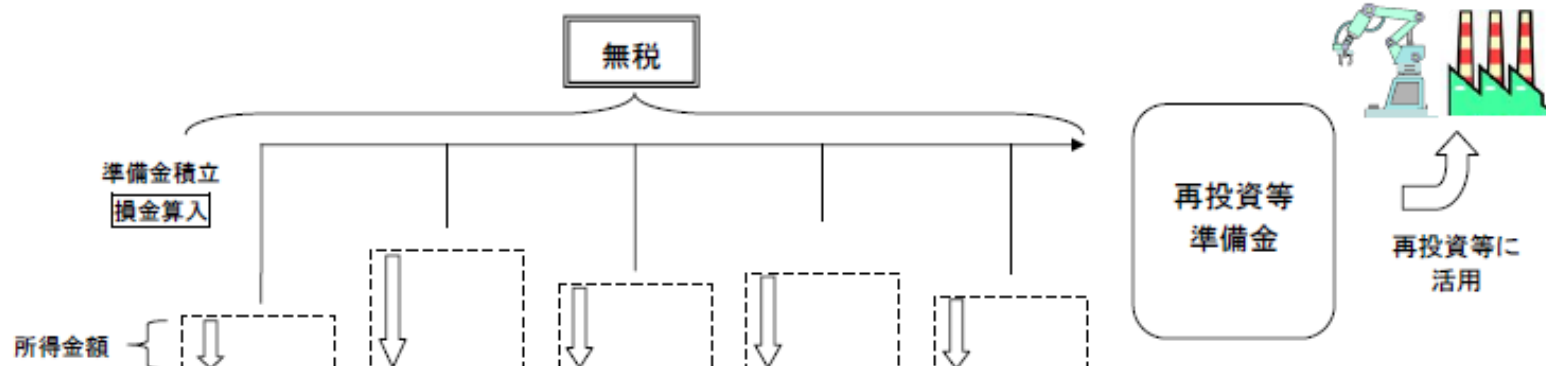
被災地における投資促進、雇用促進の観点から、東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ又は生産基盤の著しい被害を受けた地域を有する認定地方公共団体が設置する復興産業集積区域（仮称）内における新規立地新設企業の立上げを支援するため、復興産業集積区域（仮称）内に新設され、指定を受けた法人において、指定後5年間、課税が発生しないよう次の措置を講ずる。

- (1) 復興産業集積区域（仮称）内において、平成28年3月31日までの間に指定を受けた法人（注）が、指定の日から同日以後5年が経過する日までの期間内の日を含む各事業年度において、所得金額を限度として再投資等準備金として積み立てたときは、その積立額を損金の額に算入できる制度を創設する。
- (2) 復興産業集積区域（仮称）内で機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において、準備金残高を限度に特別償却できる（準備金の範囲で即時償却）制度を創設する。

（注） 対象法人は次の要件をすべて満たす法人

- ・ 復興産業集積区域（仮称）を規定する復興推進計画（仮称）の認定の日以後に設立されたこと
- ・ 被災者を5人以上雇用し、かつ、給与等支給額の総額が1,000万円以上であること
- ・ 認定復興推進計画（仮称）に記載された事業のみを行う法人であること
- ・ 復興産業集積区域（仮称）内に本店を有すること
- ・ 積立てを行う事業年度において復興産業集積区域（仮称）外に事業所等を保有しないこと
- ・ 指定を受けた事業年度に事業の用に供するために取得等をした機械又は建物等の取得価額が3億円以上（中小法人等は3,000万円以上）であること

（注） 本措置、事業用設備の特別償却等、法人税の特別控除はいずれかの選択適用



※ この準備金は、機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において再投資等のための支出額と同額を、指定の日以後10年が経過した日を含む事業年度（基準年度）以後の各事業年度においては基準年度の準備金残高の10分の1を、それぞれ取り崩して益金に算入する。